

奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、世帯収入が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態です。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっています。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けていますが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題となっています。

政府は、1979年に国際人権規約を批准しましたが、しばらくの間、高校、大学までの段階的な無償化を定めた同規約第13条第2項（b）、（c）の適用は留保してきました。しかし、国際的な高等教育無償化の進展と国民世論を反映し、2012年9月に「留保撤回」を閣議決定し、国連に通告しています。

よって、政府においては、こうした重要な閣議決定と国連への通告を踏まえ、学習意欲や能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について万全の対応をとるよう強く求めます。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年10月14日

宮城県大崎市議会議長 門 間 忠

内閣	総務	理大	大臣	} 宛て
総務	務大	大臣	大臣	
財務	務大	大臣	大臣	
文部	科学	大臣	大臣	
内閣	官房	長官	長官	
衆議	院議	議長	議長	
参議	院議	議長	議長	